

復興交付金事業計画

計画名称 鏡石町復興交付金事業計画
計画策定主体 福島県岩瀬郡鏡石町
計画期間 平成23年度から平成24年度まで
計画区域 福島県岩瀬郡鏡石町 駅周辺地域 ※計画区域、区域の現況及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。 計画区域における震災による被害の状況

鏡石町は福島県の中通り中南部に位置し、面積は31.25K㎡で、東西7.7km、南北7.5km。地勢は平坦で、東境を阿武隈川、西境を釈迦堂川に挟まれたコンパクトなまちです。比較的、自然災害の少ない地域でありましたが、今回の東日本大震災では、震度6強という福島県内でも最も強い地震にみまわれました。幸いにも死者は出なかったものの、建物の被害では、甚大な被害を受けました。

当該「駅周辺地域」は、JR東北本線鏡石駅を中心に鏡石町全体の約32%、285世帯が居住しており、そのうち、全壊が61世帯、大規模半壊が70世帯、半壊が178世帯、一部損壊が530世帯と、実に約65.3%の家屋が被害を受け、24%の世帯が半壊以上という、町内で特に被害が大きかった地区であります。そのうえ、教育関係施設（第一小学校校舎及び体育館）、福祉関係施設（児童館）、地域コミュニティ拠点（各行政区集会所）、防災拠点（役場庁舎、消防屯所）においても、同様の被害となり、地区全域が断水し、完全復旧までに約1ヶ月を要するという被害もありました。

特に第一小学校は、東西校舎全体の損壊と体育館の天井落下などにより、授業を継続することができなくなり、一時、第二小学校と町構造改善センターを間借りして授業を実施していました。

本町は、東日本大震災により津波被害を受けた沿岸地区と同様な甚大な被害を受けたところであります。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射線量・放射能による被害を受けましたが、健康被害を及ぼすほどの数値ではないものの、町民、特に幼少期の子供を持つ世帯の方々に不安を与えています。一時期、野菜などの出荷停止の指示を受けるなど、生産者が大きな打撃を被り、その後も極めて厳しい状況にあるほか、風評被害も発生しています。

震災の被害からの復興に関する目標

●第5次総合計画兼震災復興計画に基づく復興

東日本大震災により大きな被害を受けた今、町民と行政が総力を結集して、復旧・復興に向けた取組みを行なうことが求められています。

しかしそれは、単に「元に戻す」という意味の「復旧」とどまらず、従来の発想にとられ過ぎず「新たな視点」をもって生まれ変わった「光り輝く都市」を実現する、という「復興」と「飛躍」の視点も含んだものであるべきと考えられます。

本町は間もなく、町制施行 50 周年を迎える中、新たな発展に向けた転換点（ターニングポイント）としようという意思も踏まえて、将来実現すべき望ましい都市の姿（町の将来像）を「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」とします。

町民や町内で活動する企業や団体など、多様な主体との連携のもと、全庁的な取り組みで、この将来像の実現を目指していきます。

この将来像を実現するために、各種の行政施策を展開していきますが、その前提として、震災で改めて重要性が認識された町民相互の「きずな」、すなわち「やさしさとふれあい」の心を大切にしつつ、震災からの復興、そして単に「元に戻す」復興にとどまらず、一歩先を目指す「復興と進化」を基本理念とします。

あらためて東日本大震災は、鏡石町に甚大な被害を及ぼしました。現在、全力で復旧の取組みを行なっていますが、その被害の範囲や規模、加えて原子力災害の影響まで及んでいる状況から、自助努力のみによる復旧・復興は不可能な状況にあることから、国や県などからも、支援を受けて町の再生を図っていききたいと考えております。

その当面の復興のための取り組みにあっては、家屋への被害が多く、第一小学校校舎、地区集会所など公共施設が使用不能となるなど、甚大な被害を受けた駅周辺地域において、災害に強いまちづくりへ再生するため、都市防災総合推進事業による「鏡石町復興まちづくり事業計画（仮称）」を町民との協働により策定し、復興のシンボルとなる駅周辺地域の早期復興とともに町民の生活の安全確保の観点から防災機能の充実強化を図る考えであります。具体的には、地区公共施設や高質空間形成施設、防災・復興まちづくり拠点施設等の整備であり、当面以下の事業に取り組んでいきたいと考えています。（※なお、策定予定の「鏡石町復興まちづくり事業計画（仮称）」の中で各事業の事業費及び実施期間を定めるため、今回の交付対象事業から削除しております。）

1. 被災地における復興まちづくり総合支援事業

1) 復興まちづくり計画策定支援

鏡石町復興まちづくり計画策定（仮称）の策定

2) 復興のための公共施設等整備

①「防災まちづくり拠点施設」整備事業

・平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害発生時に情報を収集し、対策を指示する拠点となるべき災害対策本部を設置する役場庁舎の耐震診断を行い、庁舎の安全性を高める。併せて避難所として指定されている小中学校校舎の耐震化工事を行う。（震災復興計画 P 95 記載）

・駅周辺地域には 7 か所の集会施設があるが、特に鏡石三区コミュニティセンターは敷地の崩壊により、建物中央部に段差が発生し、建物が全壊の状態となった。同施設は、地域の避難所として地域防災計画に盛り込まれているため、早期に再築することが重要である。地域コミュニティの早期の再生と地域住民が安心してコミュニティ活動できるよう別の土地に建設し、地域の避難所としての機能の再構築を図る。（震災復興計画 P 103 記載）

②駅前高質空間形成施設整備事業

J R 東北本線鏡石駅を中心とした、駅前に高質空間形成施設の整備し、東日本大震災のモニュメントなどにより、防災意識の高揚や憩いの場の提供を図る。

（震災復興計画 P 53 記載、町制施行 50 周年記念事業）

③「復興まちづくり支援施設」整備事業

東日本大震災により、半壊した鏡石町立第一小学校校舎の新築復旧事業にあわせ、「復興まちづくり支援施設」として特別教室（調理実習室等）・多目的スペース・放課後児童クラブ・児童館等を増築し、地域交流と子育て支援を行う。（震災復興計画 P 66・

P85 記載) 2. 地区公共施設等整備 1) 地震に強い都市づくり推進五箇年計画 ①被災市街地復興土地区画整理事業により道路・公園などの整備を行う。 (原発立地市町村からの避難住民に対する集団移転のための宅地供給含む。) (震災復興計画P111・113・123 記載)
対象事業の詳細 様式1-2、1-3、1-4、1-5
基金設置の有無・基金設置の時期 ☒ (基金設置主体： 鏡石町) / 無 (基金設置の時期：平成24年3月) ※該当を○で囲んで下さい
復興ビジョン、復興計画、復興プラン等 別紙 鏡石町第5次総合計画兼震災復興計画